

平成25年

三重県議会定例会会議録

(9 月 19 日)
(第 21 号)

第
21
号
9
月
19
日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 21 号

○平成25年9月19日（木曜日）

議事日程（第21号）

平成25年9月19日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	下 野	幸 助
2	番	田 中	智 也
3	番	藤 根	正 典
4	番	小 島	智 子
5	番	彦 坂	公 之
6	番	粟 野	仁 博
7	番	石 田	成 生
8	番	大久保	孝 栄
9	番	東	豊

10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	館		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文
37	番	前	野	和美

38	番	水谷	隆
39	番	日沖	正信
40	番	前田	剛志
41	番	舟橋	裕幸
43	番	三谷	哲央
44	番	中村	進一
45	番	岩田	隆嘉
46	番	貝増	吉郎
47	番	山本	勝
49	番	山本	教和
50	番	西場	信行
51	番	中川	正美
欠席議員 1名			
48	番	永田	正巳
(52	番	欠	員)
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏一
書記(事務局次長)	青木	正晴
書記(議事課長)	米田	昌司
書記(企画法務課長)	野口	幸彦
書記(議事課課長補佐兼班長)	西塔	裕行
書記(議事課主幹)	加藤	元
書記(議事課主幹)	坂井	哲

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
----	----	----

副 知 事	石 垣 英 一
副 知 事	植 田 隆
危機管理統括監	渡 邊 信一郎
防災対策部長	稲 垣 司
戦略企画部長	山 口 和 夫
総 務 部 長	稲 垣 清 文
健康福祉部長	北 岡 寛 之
環境生活部長	竹 内 望
地域連携部長	水 谷 一 秀
農林水産部長	橋 爪 彰 男
雇用経済部長	山 川 進
県土整備部長	土 井 英 尚
健康福祉部医療対策局長	細 野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥 井 隆 男
環境生活部廃棄物対策局長	渡 辺 将 隆
地域連携部スポーツ推進局長	世 古 定
地域連携部南部地域活性化局長	森 下 幹 也
雇用経済部観光・国際局長	加 藤 敦 央
企 業 庁 長	小 林 潔
病院事業庁長	大 林 清
会計管理者兼出納局長	中 川 弘 巳
教育委員会委員長	岩 崎 恭 典
教 育 長	山 口 千代己
公安委員会委員長	西 本 健 郎
警 察 本 部 長	高 須 一 弘

代表監査委員
監査委員事務局長

福井 信行
小林 源太郎

人事委員会委員
人事委員会事務局長

楠井 嘉行
速水 恒夫

選挙管理委員会委員

高木 久代

労働委員会事務局長

前 寫 卓 弥

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

9月13日までに受理いたしました請願8件は、お手元に配付の文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

請 願 文 書 表

健康福祉病院常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定 例 会
請 32	<p>(件 名) 保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等事業の実施を求めることについて</p> <p>(要 旨) 今後ますます利用数の増加が見込まれる保育所において、保育士の人材確保及び就業の継続化、又資質や専門性の向上をはかるために、保育士を目指す学生に対する就学資金の貸付制度を創設することと、保育士研修事業の充実を求める。</p> <p>(理 由) 昨今の我が国における子育てを巡る状況は、止まらない少子化をはじめとして、保護者による虐待の問題、家庭の貧困化の問題や共働き世帯の増加に伴う待機児童問題など様々な課題を抱えている。 国ではこうした諸問題を解決するために、新たな子育て支援策として「子ども子育て関連3法」を制定し、今年度からその具体的運用に関する検討が始まった。その中で認定こども園制度の充実や地域型子育て給付の創設などの新たな制度と並び、これまで保護者への就労支援や子育て支援等を進めてきた保育所が引き続きその役割を担っていくことが認められた。これまで「保育を必要とする子ども」を預かってきた保育所であるが今後は、「保育を必要とする親」が適切な保育サービスを受けることができるようになり、今後も保育所の利用希望者が増加することが予想される。 そういった状況のもと、保育現場では日々の保育に追われる中で、保育士の人材確保や保育士の質の向上、就業継続等をどう進めていくかが課題となっている。特に三重県においては保育士養成校の減少や学生数の減少、保育士の処遇の低さなどが影響してか、保育士を志す若者の数が現場で必要とする数に追いつかなくなってきている。又、養成校の学生においては、経済的事情から学業を志半ばであきらめてしまうという状況も生まれている。そんな中、政府は「安心こども基金」の中で保育士修学資金貸付事業及び保育士研修等</p>	<p>津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 三重県保育協議会 会長 森本 敏子 ほか6名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 大久保 孝 栄 中 西 勇 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男</p>	25年 9 月

	<p>事業を創設し、3/4及び1/2の国庫補助を行なう制度を用意した。しかしながら三重県においては、県負担部分の財政不足のため採用が見送られている。三重県における少子化事業の重要施策として、今後も増加が見込まれる保育需要に対応し、待機児童を解消していくために、又、保育を必要とするすべての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を保障するためにもどうか、養成校学生に向けた修学資金貸付事業の実施と、働く保育士がその資質や専門性を向上する機会がより一層保障されるように、また、保育士の就業継続化、潜在保育士の再就職がしやすくなるような内容の支援なども含めた保育士研修等事業も合わせて実施いただくようお願い申し上げます。</p>		
<p>請 33</p>	<p>(件名) 障がい者入所施設の拡張（新設）とさらなる質の向上を求めることについて</p> <p>(要旨) 三重県議会の皆様へ、政府・国会に向け以下の要望事項を実現するための意見書提出をお願いするとともに、障がい者の現状及び入所施設の在り方・その必要性にご理解をいただき、障がい者入所施設の新設・増設にお力添えを賜るよう何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自立した生活が難しい重度の障がい者の生活の場の確保。 2 継続的なケアを必要とする障がい者に十分な介護サービスを提供。 3 高齢化が進む障がい者の保護者や家族が安心できる仕組み。 <p>(理由) 三重県議会の皆様には平素より障がい者の方々の自立した生活・社会への参加・差別のない社会づくり、さらにはご家族（保護者）の将来への不安や要望も含め深いご理解を賜り日々真摯に議会運営に取り組んでいただいていることに心から敬意を表すとともに厚く御礼申し上げます。 三重県内の知的障がい者入所現待機数は480名と年々増加している一方で、行政の方針は地域生活移行・グループホームやケアホームでの自立した生活に進んでいる。しかしながら、在宅・地域生活・グループホーム及びケアホーム等における</p>	<p>津市久居北口町2729 ー8 三重県知的障害者施設保護者連合会 代表 伊藤 憲一 (紹介議員) 藤 根 正 典 大久保 孝 栄 中 西 勇 小 野 欽 市 小 林 正 人 今 井 智 広 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義 服 部 富 男 中 森 博 文</p>	<p>25年 9月</p>

	<p>自立した生活に適さない重度の障がい者にとっては、「行き場がない」というのが現実である。</p> <p>「断続的な介護では安心して生活ができない」ときめ細かい生活介護を行うことができる入所施設を必要とする待機者やその家族からの相談も数多く受けている。入所施設の拡張・新設又は増設をおこなうことが重度の障がい者や高齢化が進む家族の不安を解決する手段だと考える。</p> <p>心や身体に障がいを持つ方々は自立した生活をし、社会への参加を行い、通常の経済活動を享受して生涯を全うできるのであれば、地域生活への移行やグループホームやケアホームでの生活の方が社会的にもまた人としての尊厳ある生活にしてもそれは最もよい方法であると考え。しかし、障がい者入所施設の拡張の必要性はそうした障がい者の方を対象としているのではなく、もっと将来に不安のある方々を対象としている。</p> <p>入所施設に閉鎖的なイメージがあるとすればそれは誤った認識である。入所施設の生活介護は継続的な24時間ケアによってその人なりの自立を促進し、安全・衛生・健康管理・声掛け・話し合い・娯楽・勉強・自然との関わり・地域とのふれあい・旅行・食事・栄養・排泄など利用者によってそれぞれ異なる必要なケアを行うとともに入所者同士の意思の疎通・助け合い・譲り合い等の社会性を身に付け決して閉ざされた生活ではない。</p> <p>こうした現状を考慮して頂き、何卒障がい者入所施設の新設及び増設が出来る道を開拓して頂きたくお願い申し上げます。</p>		
<p>請 34</p>	<p>(件名) 介護職員の処遇改善を求めることについて</p> <p>(要旨) 介護職員の賃金実態は、全労働者平均と比較してもおよそ3分の2程度で、10万円以上も低い実態があり、国民の負担増にならない方法でその対策を求める。介護職員の人材確保を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書決議していただけるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護職員処遇改善制度を継続すること。 2 国の責任による予算増と賃金改善の施策負担を行うこと。 3 介護職員処遇改善の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大すること。 	<p>三重県津市船頭町 1721 三重県医療労働組合 連合会 執行委員長 辻 まり子</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>25年 9月</p>

	<p>(理 由)</p> <p>介護職員の処遇改善の取り組みとして、平成21年10月から実施されていた介護職員処遇改善交付金制度は、平成24年度介護報酬改定で、介護報酬に組み込まれ、介護職員処遇改善加算として継続されることとなった。しかし、この加算制度については「経過的な取り扱いとして、平成27年3月31日までの間」とされている。</p> <p>超高齢社会を迎えて、介護を担う介護職員の不足は深刻で、離職者が依然として高い状況が続いており、介護事業者は介護職員の確保に苦慮している。「介護崩壊」をくい止め、安心・安全の介護を実現するためには介護職員確保に向け、賃金改善などの処遇改善が不可欠である。</p>		
<p>請 35</p>	<p>(件 名)</p> <p>安心・安全の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求めることについて</p> <p>(要 旨)</p> <p>厚生労働省の「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて（6局長通知）」を有効なものにするためにも医療・社会保障予算を先進国並みに増やし、持続可能な医療提供体制、安全、安心の医療・介護の実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図るため、下記事項につき、地方自治法99条にもとづく国に対する意見書を決議して頂けるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ILO看護職員条約・勧告・EU労働時間指令などの国際基準に照らし、看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。 2 医師・看護師、介護職員などを大幅に増員すること。 3 医療・介護労働者の夜勤改善・大幅増員で、安全・安心の医療・介護を実現すること。 <p>(理 由)</p> <p>厚生労働省は2011年6月17日「看護師等の『雇用の質』の向上のための取り組みについて」の通知を発出したが、その中で「看護師等の勤務環境の改善なくして、継続可能な医療提供体制や医療安全の確保は望めない。夜勤交替制労働者の勤務環境改善は喫緊の課題」としている。さらに、</p>	<p>三重県津市船頭町1721 三重県医療労働組合連合会 執行委員長 辻 まり子 (紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>25年9月</p>

	<p>2013年2月8日には、医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の雇用の質の向上のための取り組みについて」を発出し、看護等に対する取り組みを医療スタッフ全体に拡大させ、取り組みを推進している。</p> <p>今後、少子化社会が到来する中で、医療・介護の「崩壊」の現状から「再生」へと進むためには、医師、看護師、介護職員などの医療・福祉労働者の深刻な人手不足を早急に解消することが不可欠であり、看護師等の夜勤・交替制労働者の大幅増員と働き続けられる夜勤改善をはじめとする労働環境改善が不可欠である。</p>		
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会
請 36	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 義務教育費国庫負担制度が存続、充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」「教育水準の維持向上」を保障するため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものである。</p> <p>これまで2004年の三位一体改革や2010年の地域主権改革においても、義務教育費国庫負担制度の堅持や一括交付金化の対象外とすることが明らかにされてきたが、改革によるこの制度への影響を今後も注視する必要がある。</p> <p>1950年に地方自治をすすめるという観点から義務教育費国庫負担制度は廃止、一般財源化されたが、その後、児童一人あたりの教育費に約2倍の地域間格差が生じた結果、1953年に義務教育費国庫負担制度は復活した。しかし1985年以降、再び義務教育費国庫負担金の一般財源化がおしすすめられ、2006年からは国庫負担率が3分の1に縮減</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	25年9月

	<p>されている。</p> <p>現在、義務教育費国庫負担金の対象外である教材費、旅費、高校教職員の給与費は、地方交付税として一般財源のなかにくみこまれている。しかし、地方財政が厳しくなり、1985年に一般財源化された教材費は、国が定めた基準に対して実際に各地方で予算措置された比率（措置率）が年々低下している。2007年度における措置率の全国平均は65.3%（三重県49.0%、東京都164.8%、秋田県26.9%）となっており、地域間格差もひろがっている。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであり、その時々々の地方財政状況に影響されることのないよう、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 37</p>	<p>(件名) 「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 三重県では、2003年度から小学校1年生の30人学級（下限25人）が実施されており、その後も小学校2年生の30人学級（下限25人）、中学校1年生の35人学級（下限25人）と他学年への弾力的運用等、拡充している。少人数学級が実施されている学校では、「子どもたちが活躍する場が増えて、ますます意欲的になった」「子どもの話をじっくり聞くことができる」等の保護者、教職員の声があり、大きな成果をあげている。</p> <p>一方、国においては、2011年4月の「義務標準法」改正により、小学校1年生の35人以下学級が実現し、2012年には、法改正による引き下げではないものの、小学校2年生への実質的な拡大が実</p>	<p>津市一身上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>25年9月</p>

	<p>現した。しかし、2013年度は、文科省が2012年9月に策定した「新たな教職員定数改善計画案」に基づき概算要求がなされたものの、新たな学年への35人学級の拡充は措置されなかった。また、教育課題に対応するための定数改善も不十分である。</p> <p>2010年における日本の教育機関に対する公財政支出の対GDP比は3.6%で、経済協力開発機構(OECD)加盟国中、データ比較が可能な30カ国において、4年連続で最下位であった。今回は2010年度から実施されている「高校無償化」が初めて反映された数値であったが、加盟国平均の5.4%に遠く及ばなかった。2013年6月に閣議決定された第2期教育振興基本計画でも、同年4月の中教審答申から後退し、「OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし」という表現にとどめられた。</p> <p>山積する教育課題の解決をはかり、未来を担う子どもたち一人ひとりを大切にしたい教育をすすめるためには、学級編制基準の更なる引き下げや教育条件整備のための教育予算の拡充が必要である。</p> <p>以上のような理由から、「教職員定数改善計画」の着実な実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 38</p>	<p>(件名) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(要旨) 保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう決議いただき、現行の奨学金制度等の県の事業の拡充とともに、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 近年の厳しい経済・雇用情勢は、子どもたちのくらしや学びに大きな影響を与えている。 2011年度文部科学白書は、「社会のセーフティネットとしての教育の重要性がますます高まっている」として、誰もが充実した教育を受けられるよう、子どもや保護者の経済的負担に対して社会全体で支えていくことの重要性を指摘している。 一方、2010年度における、一般政府総支出に占める公財政教育支出の割合は9.3%であり、経済</p>	<p>津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>25年9月</p>

	<p>協力開発機構（OECD）加盟国32カ国中31位となっている（OECD平均13.0%）。他方、日本のすべての教育支出に占める私費負担の割合は29.8%で、OECD平均の16.4%を大きく上回っている。</p> <p>このようななか、「高校無償化」をはじめ、「奨学金の改善」「就労支援の充実」等の施策がすすめられてきた。2012年には、高校生に対する奨学金事業について、低所得世帯や特定扶養控除見直しによる負担増に対応する制度改正がおこなわれた。また、2013年6月19日には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、国および地方公共団体は「就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とされた。</p> <p>しかし、保護者の負担が十分に軽減されたわけではない。就学援助を受ける子どもは年々増加を続け、2011年度は全国で157万人（15.6%）となっている。三重県においても17,197人（11.1%）で、約9人に1人となっている。高等学校段階においては、授業料は無償となったものの、入学料・教材費等の保護者負担は重く、「学びたくても学べない」という状況は依然大きな課題である。そのため、「高校無償化」制度の充実をはじめ、「給付型奨学金の創設」等、いっそうの支援策が求められている。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、保護者負担の軽減と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 39</p>	<p>(件名) 防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求めることについて</p> <p>(要旨) 子どもたちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策をおこなうよう決議いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(理由) 2012年8月29日、内閣府に設置された「南海ト</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 安藤 大作 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 藤 根 正 典 藤 田 宜 三 稲 垣 昭 義</p>	<p>25年9月</p>

<p>ラフの巨大地震モデル検討会」は、第2次報告として、南海トラフで発生する巨大地震による津波高および浸水域等の推計結果を公表した。これによると、三重県鳥羽市では津波が最大27m、尾鷲・熊野市では最短4分で第一波が到達などとなっている。また、最大の死者数は約43,000人とされ、三重県が2005年にとりまとめた想定約4,800人を大きく上回るものとなった。2013年5月28日に国の中央防災会議の作業部会が発表した南海トラフ巨大地震対策の最終報告では、ハード面の整備にくわえ、防災教育をはじめとする「事前防災」等の対策を具体的に実施すべきとしている。</p> <p>このようななか、三重県では学校の耐震化が着実にすすめられており、2013年4月現在の耐震化率は小中学校が97.5%、高校は99.3%、特別支援学校は100%となっている。また、学校防災機能を強化するために、防災用毛布等の備蓄や防災機器の整備等がすすめられている。</p> <p>一方、2012年9月4日、文科省は「学校施設における天井等落下防止対策の推進に向けて（中間まとめ）」を公表し、公立学校施設の屋内運動場等の天井等の総点検を可能な限り2013年度中、遅くとも2014年度までに、落下防止対策については2015年度までの速やかな完了を要請している。また、三重県教育委員会の調査によると、2013年2月現在、公立小中学校と県立学校のうち、校内の備品等転倒落下防止対策が「できている」「おおむねできている」は72.1%、校内のガラス飛散防止対策が「できている」「おおむねできている」は35.7%となっており、「非構造部材」の対策は遅れている。</p> <p>学校は、子どもたちをはじめ多くの地域住民が活動する場であり、地域の拠点である。災害時には県内の公立学校の91.9%が避難場所となる等、重要な役割を担っている。その安全確保は極めて重要であり、当面、早期の耐震化率100%達成が急がれる。また、学校・家庭・地域が連携して災害から子どもを守る必要があり、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しや充実が急務である。</p> <p>さらに、近年、登下校中における交通事故や傷害事件、不審者による声かけやつきまとい等、子どもたちが被害者となる事案があとを絶たない。三重県は「学校安全推進事業」を実施し、子ども</p>		
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

	<p>の防犯意識、危険予測、回避能力を高めるための実践的な防犯教育のとりくみをすすめているが、子どもたちの安全・安心の確保にむけ、学校内外で子どもの命や安全をどう守るか、総合的な学校安全対策を充実させなければならない。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の見直しをはじめ、総合的な学校安全対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

質

疑

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇・拍手〕

○2番（田中智也） おはようございます。新政みえ所属、四日市市選出の田中智也でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、議案質疑を行いたいと思います。

議案質疑に入る前に、さきの台風18号、全国でも大変大きな被害が出ておりますし、三重県においても、行方不明の方、親子の方2名をはじめとする人的被害、住宅被害、様々大きな被害が出ております。行方不明の方の御家族におかれましては、その心中たるやということで、私も非常に心配をしております。現在、警察、消防のほうで必死の捜索をさせていただいております。すけれども、一日も早く見つかることをお祈り申し上げます。

こういうケースを見させていただきますと、我々議会としても、風水害に対する対策はさらに議論を深めて、県民の安全・安心のために尽くしていかなければならないというふうに改めて思っている次第でございます。

さて、議案質疑でございます。今回上程をされました議案第128号平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）に関する質疑でございますけれども、私のほうからは、健康福祉部関係分として増額をされました12億2132万円の部分についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

大きくは3点でございます。

まず1点目、在宅医療推進事業費についてであります。

この在宅医療費推進事業費ということで、2300万円の増額がなされております。市町が実施をする在宅医療提供体制の構築等に向けた取組を支援するというふうにさきの議案聴取会では部長のほうから御説明をいただいたところでございますが、市町の実施予定箇所はということについてお伺いしたいというふうに思います。

また、その受け皿について、できているのかということですが。在宅医療については、本県についても推進していかなければならぬというふうには思っているんですけども、なかなか受け皿ができておりません。そのあたりを関係市町、どの市町でどうやってつくっていくのかということについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、その使途についての制限、使い勝手がいいかということですが。このことについてもお伺いをしたいと思います。市町の判断とか裁量はどれぐらいあるのかということでございます。少し聞かせていただいたところによりますと、市町、基礎自治体としては、まず、窓口スタッフ、そこら辺の人件費に使いたいなどというところがあるようですので、このあたりの市町の裁量についてもお伺いしたいと思いますし、また、この事業の継続性、まだまだ必要でございますので、どうやって続いていくのかということについてもお伺いをしたいというふうに思います。これがまず1点目でございます。

2点目、医師確保対策事業費ということでございまして、600万円の増額がなされております。市町が実施する医師確保に資する寄附講座を設置する取組を支援するということになっております。

これまででも、県下各地で医師不足が深刻でございますので、寄附講座を設置して地域医療を確保しようという県の取組、非常にありがたく感じているところでございますけれども、これについても、600万円ということですので、それほど大きくないのかなというのが率直な感想でございまして、この、どういうふうに、どこへということをお伺いしたい。

これまでもいろいろ寄附講座を設置していただいておりますけれども、これらの寄附講座は今後どうなっていくのか、終了後どうなるのかということについてもお教え願いたいなというふうに思います。

それから、地域医療再生臨時特例基金積立金ということで、今回、11億9232万円ということで、大きな額を基金に積んでいただいておりますけれども、これもさきの議案聴取会の中では、災害医療対策や、そして、今回事業化されている医師確保を推進するためというふうに関らせていただいたんですけれども、今回、災害医療対策の部分について計上がされていないように思いますので、このあたりのところは どうしていくのかということですね。地域医療再生計画積み増し分ということで、資料は少し見させていただいておりますけれども、どの部分について、残った額というか、基金で残っている部分については、災害医療対策をどうしていくのかについてお伺いしたいというふうに思います。

この3点について、よろしく願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 地域医療再生特例基金の活用、主に3点でございますけれども、全体像を含めて答弁申し上げます。

まず、今回の地域医療再生基金を活用しまして、県としては、地域医療再生計画、平成25年度策定分として取りまとめました。中身は、3点申していただいた災害医療、医師確保対策、在宅医療、これを柱として構成しております。

そして、まず第1点目の在宅医療でございます。

これは、介護と連携した在宅医療の体制整備を進めるということで、具体的には、市町においてやっていただくわけですが、市町が郡市医師会等と連携して、在宅医療提供体制の構築に向けた総合的な取組に対する支援、あるいは、郡市医師会による在宅医療普及啓発、それから、訪問看護ステーションの機能強化とか連携推進、小児在宅医療支援のネットワークの構築とか研修、それから、在宅歯科保健医療の推進等に取り組むということで組んでおります。

今回の補正予算に計上しております事業によりましての支援する市町ですけれども、桑名市、四日市市、松阪市、鳥羽市、志摩市、名張市、伊賀市、この7市でございます。これらの市につきましては、24時間対応可能な在宅医療、介護提供体制の構築に向けた事業に取り組むということで上がってきております。

ほかの市町につきましても、まずは多職種の顔の見える関係構築を目指した取組とか支援をすることとしておりまして、これらの市町との調整を現在行っているところでありまして、いずれにしましても、全県的に取り組むこととしておるというところでございます。

市町の組み立てる事業ですので、かなり裁量的には独自のいろいろ工夫を凝らした市町の取組に財政支援をするというふうにしております。

2点目の医師確保対策についてでございます。

今回の計画の中では、医師修学資金の貸与制度、この貸与枠を一定確保するという、それから、医師の確保、定着に取り組む地域医療支援センターの取組を加速させるために専門医や指導医の養成につなげるという体制の整備、取組に支援をしていくということです。

具体的には、先ほど申し上げました若手医師の確保、県内定着ということで、医師修学資金の貸与制度の運用、これは継続ですが、もう1点、研修病院等の魅力向上支援というのも継続事業として取り上げていきます。

それから、寄附講座の関係ですけれども、これは専門医や指導医の養成につなげるということで、三重大学への寄附講座の設置、あるいは市町が設置する医師確保に資する寄附講座の設置支援、それから、バディ・ホスピタル・システムといいまして、県内都市部の医療機関から医師不足地域の医療機関へ医師派遣を行う、こういったシステムへの診療支援等々に取り組んでいくこととしております。

寄附講座につきまして、県が支援を行う予定の市町設置の寄附講座ですけれども、新規としましては、伊勢市が設置しますリハビリテーション科に係る寄附講座、それから、四日市市が設置します児童精神科に係る寄附講座、

この二つが新規として要望が上がっております。また、継続としましては、名張市、伊賀市が平成26年度以降も継続して設置するという事が出ておりますので、今後出していくということです。

これらの事業のうち、今回補正予算に上げさせていただいたのは、10月に寄附講座の設置を予定しております伊勢市が話がまとまっておりということで、この伊勢市への支援分、600万円を計上したところでございます。

四日市市、それから三重大学等への設置については、関係機関と調整が整い次第、改めて補正予算等に計上していくところです。

それから、3点目の災害医療対策についてでございます。

この災害医療対策につきましては、発生が危惧されます南海トラフを震源とする地震、これによりまして県内においても甚大な被害が想定されるということで、こういったことに対応する災害医療対策を講じていくこととしております。

それで、今回、計画の中では、災害拠点病院の整備、それから災害派遣医療チーム、DMATの体制強化とか、それから災害医療コーディネーターの体制整備とか、そういったことに取り組むとしておりまして、具体的には、災害拠点病院の体制整備などでは、自家発電装置の増設や診療設備・資機材等の整備、それからDMATの体制整備とか、津波被害が想定されます広域搬送拠点臨時医療施設、SCUの代替地における資機材の整備とか、災害拠点病院を補完する災害医療支援病院における資機材等の整備、こういったことも予定しております。

これらの事業につきましては、御指摘のとおり、今回補正予算には計上しておりませんが、関係機関と現在も調整を進めており、調整が整い次第、改めて予算計上をしていくという考え方でございます。

いずれにしましても、今回積み増ししました再生基金の臨時特例基金を活用しまして、災害医療、在宅医療等々、課題解決のための対策に取り組んでいくという考えでおります。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） 教えていただきましたけれども、災害医療対策のほうは、この基金はどれぐらいまでにとというのは、平成25年度末ですか。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 今回の再生計画は、平成25年度から平成27年度まで3カ年活用するという予定で、新規の事業につきましては、今年度中に着手をするというふうに定められておりますので、継続事業は来年度の予算計上になりますし、在宅医療につきましても、今年度、来年度にまたがってということで、当面、今年度の計上というふうになっております。以上です。

〔2番 田中智也議員登壇〕

○2番（田中智也） そうすると、平成25年度内に、災害医療、医師確保、在宅医療、いずれの事業についても新規については今年度中に始めていけばオーケーと、あとは継続で平成27年度まで使えるということだというふうに理解をさせていただきました。

いずれの課題につきましても、本当に県民にとって重要な部分ですので、県民の暮らしの根幹にかかわる部分であるというふうに思いますし、とりわけ在宅医療については大変懸念をいたしておりまして、もちろん、受け皿、医療提供体制側のいろんな体制整備も必要なんですけれども、県民の意識の問題も非常に大きな課題ではないかなというふうに感じています。このあたりについては、ハード面や各市町の事業を支援するという形だけではなくて、県も自らが、県民の皆さんに在宅医療を推進していくために必要な知識ですとか、様々な、こういうところを見ていただくといいですよとかいう啓発の部分にさらに取り組んでいただきたいな、そのように感じております。

時間は少し残りしましたが、以上で私の質疑を終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（山本 勝） 19番 小野欽市議員。

〔19番 小野欽市議員登壇・拍手〕

○19番（小野欽市） おはようございます。自民みらいの津市選出、小野欽市

でございます。今日は、9月の会議の議案質疑をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

冒頭に、さきの台風18号、三重県内にも大きな爪跡を残していきまされたけれども、被害に遭われた皆様方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、県行政としても、不眠不休の態勢で対処された県警をはじめ県職員の皆さんに深く敬意を表したいと思ひます。また、今回の台風の状況に鑑みて、県土整備部等、もろもろ考えるところもあろうかと存じますけれども、今後の災害防止の観点から十分に今後また検討されて、生かすべき点の確認をよろしくお願ひ申し上げておきます。

さて、議案第129号及び第139号に関する質疑をさせていただきます。この議題は、福祉医療費助成金の不支給に係る補償についてという件ですが、この件については、去る7月に当局から記者発表がなされております。内容としては、過去5年間にわたって、患者の皆さんにかわって発行されるべき三重県立こころの医療センターから各市町への領収証明書が未提出であったことが患者の側から指摘がありまして、各市町から患者の皆さんに福祉医療費の助成金が支給されていないことが明らかになって、その後、精査をし、このたびの議案において不支給分を是正しようというものであります。

さて、この原因として今説明をしていただいておりますのは、この医事電算システムが平成20年1月に診療報酬のオンライン請求に対応するために導入をされたものであって、そのシステムの操作ミス等が今回の事案の起因とされております。

しかし、その原因の中に、システムの管理業務として、TMCという業者ですが、任せた事業に対する県当局の監督責任はないのか。具体的に、この5年間は月間約240名ほどの患者記録と各市町への領収証明書の突合もしていなかったということですが、このシステム導入以前は突合作業は職員の手でなされていたと伺っております。まず、このことについて病院事業庁のお考えを伺いたいと思ひます。

○病院事業庁長（大林 清） まず、このたび、患者の皆様、その御家族の皆様

様には大変御迷惑をおかけしたこと、そしてまた、県民の皆様には県立病院への信頼を損ねるということで、本当に大変申しわけなく思っております。

それと、今回のこの御指摘、御質問いただいております案件、福祉医療費助成金の申請に係る事務手続のミスによって、110人の方に支給のミス、漏れがあったという事案でございます。御質疑いただきましたように、平成20年1月に医事電算システムを更新したことに伴って事務処理手順が変わって、新しいシステムに対する認識不足、操作ミス、そういったものが重なって今回のこの事案というふうになったものでございます。

基本的に、このころの医療センターのほうでは、受付とか診療報酬に係る事務、医療事務につきましては、民間事業者のほうに委託しております、この福祉医療費助成金に係る事務も委託をさせていただいております。そうした意味合いでは、今回の事案につきまして、その委託事務をしっかりと遂行していただけなかったことが一つの原因だというふうに思っておりますが、議員御指摘のように、その委託業務を発注しておりますのは県のほうでございますので、当然、そうした中で5年間も気づかなかったことについては県としても申しわけなく思っておりますし、責任も感じておるところでございます。

これまでは職員のほうでチェックしていたという御指摘ですが、ただ、この電算システムが変わったことによりまして、そういう業務に変わったという仕様書も提案させていただいて、県としては、業者にそういう手続チェックも含めてお願いをしていたという認識でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） お答えをいただきましたが、今の御答弁の程度の認識で、今御説明があった程度の事務事業もできないほど、この現場というのは県職員の業務が煩雑なのかどうか非常に疑問に思いますし、また、過去にはこのような類似のケースがあったのかどうか問い合わせをしましたら、紙ベースでの記録さえもないような状況である。また、そのことも病院事業庁への報告もない、当局から聞き取りでわかっております。

この点はもう一度病院事業庁にお伺いしますが、どんなふうにお考えになりますか。

○病院事業庁長（大林 清） 御指摘いただきましたように、今回のことで確認をとりましたら、過去数件、やはりそういう不支給の問い合わせがあったということを確認しました。ただし、それは、その問い合わせがあったときにさかのぼって支給したということで、特にその時点で問題視をしなかったということも確認をさせております。

ただ、今思えば、5年間にわたって今回のこの事案、不支給という事実がございまして、そのときに少し職員側のほうにも気づきといいますか、もう少し問題を掘り下げて、じゃ、ほかの事例は大丈夫かなというようなことの検討がなされておればという思いはいたします。そういった意味合いで、今後こういったことが、委託業者のほうにも注意喚起はいたしますけれども、県のほうでもそういう問題意識を持つとか、そういう対応能力を高めていく必要があるのかなというふうに認識をしておるところでございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 今、御答弁にもございましたが、本来行政として報告すべきことについても報告がなされていなかった。ということは、この現場は、職業としての公務員として認識すべき連絡、報告、相談、欠けている部分がかかなり大きいと思いますし、また、そのことをチェックすべき体制側も本当に整っているのか、甚だ疑問に思うところもあります。

さらに、この業務委託をしている業者の人事管理上、5年間も事務事業への習熟未達という理由がこの段階で成り立っているのかどうか、非常に疑問を感じます。

県職員を配置して事業をやっておって、この業者の不備で済んでいってしまうことが本当に正しいのかどうか、この点について当局の御答弁を求めたいと思います。

○副知事（植田 隆） 組織運営といたしまして、今年度から、個人に業務を割り振るという考え方を組織に業務を割り振るという考え方に改めまして、

組織内での責任体制、業務分担の明確化を図るとともに、課長補佐や班長という職を設置することによりまして、組織としてのチェック機能を強化し、業務の適正な実施に努めているところでございます。

事務処理のミスを防止するためには、このような組織的な機能強化に加えまして、職員一人ひとりの気づきや意識の向上に重点を置く必要があるかと考えております。このため、職員に対しましては、大きく次の3本の柱で取り組んでおります。

一つは、危機管理意識の向上という観点から、日常業務の中で気づいたりスクやヒヤリハット事例につきまして、所属単位で共有し、話し合うことで危機を事前に察知する能力の向上に努めております。

もう一つは、コンプライアンスの観点からでございます。常にコンプライアンスを意識して業務を遂行する組織文化、組織風土としていく、コンプライアンスの日常化に今年度から取り組んでおりまして、その取組におきまして、講義形式の研修とは別に、服務規律やセクハラ、個人情報保護など、コンプライアンスに関する題材をもとに所属単位で話し合うことで職員の気づきを促し、意識の向上を図る取組も行っております。

三つ目は、この4月以降、不適切な事務処理が何件か発生をしておることから、職員が問題意識を持って仕事に臨むよう、実際に発生した案件の概要を全職員に通知いたしまして情報共有を図るとともに、先ほどの研修や所属のミーティングの題材にもこれらの案件を反映させ、具体的に検討させるなどの対策もとっておるところでございます。

今後も、定期的、継続的にこのような取組を実施することにより、いま一度職員一人ひとりの気づきを促し、不適切な事務処理の未然防止に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 今、副知事から、事前察知、コンプライアンス、あるいは不適切な事務処理の事例の研修等、3本の柱で今後やっていくということ

でしたが、その考え方以前に、やはり責任の明確化ということが必要ではないのかなと思うんです。今回、この議案で補償した後、三重県としては、TMCでしたか、業者に応分の支払いを求めるとのことですが、それで果たして済むのか。5年間の担当職員の責任はどうするんだということは、やはり県民からも求められる解の一つだろうというふうに思います。

知事が就任されて2年半余りたちましたが、当初の知事に対する評価と今県民から知事に与えられる評価、随分変わってきましたよね。これと同様に、県庁の職員も今の知事を見る目が変わってきているはずだと思うんです。

ただ、現場では、やはりいろんなことを聞きますが、まだまだ職員が自分の業務を守るがために、本来は県民であるはずの一般の業者に行政指導という名前で随分余計なことを言ったり、例えば、我々議員に対して県民が要望して、我々が行政の窓口をお願いに行くと、何でおまえのところは議会に頼みに行ったんだと。これは現実に環境生活部であった話ですが、職員がその業者に行政指導という強力な嫌みをする。ばかじゃないかと思いますが、そんなことが現場でまだあるわけです。

やはりそんなふうな職員の認識って、今副知事が言われた3点があろうかなかろうが、根本的に変えていかないことにはいかんので、やはり担当の職員がこの際明確な責任をどうやってとるかということが大事になると思いますが、そこら辺、副知事はどういうふうにお考えですか。

○副知事（植田 隆） 今回の事案につきましては、一義的な責任につきましては民間の事業者にあろうかと考えております。職員の処分までは考えておらないと伺っております。県としては、いま一度気づきについて職員の取組を促していきたいと考えております。

〔19番 小野欽市議員登壇〕

○19番（小野欽市） 気づきましたと言ったら許される文化、土壌がこの県庁の中にあるんですよ。こんな優しい、職員同士が傷のなめ合いをする行政で、本当に県民の生活が守れるか。これ以上は当該の委員会でもた質疑をしていただこうと思いますが、知事、ぜひ体制を考え直す必要があると思います。

以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 22番 奥野英介議員。

〔22番 奥野英介議員登壇・拍手〕

○22番（奥野英介） ありがとうございます。鷹山の奥野です。

議案第128号平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）、地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業、歳出1250万円について質問をさせていただきます。今日は子どもさんもたくさんみえるので、わかりやすく答弁のほうをお願いしたいと思います。低炭素なまちづくりを推進するための電気自動車導入支援に要する経費等についての補正であり、私が反対できないような的確な説明をお願いしたいと思います。

地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業で、目的は低炭素社会の実現に向けた普及啓発等を行うこととされております。経費負担合計1億円のうち、国から5000万円、県、伊勢市で1250万円、1250万円の2500万円、事業者が2500万円となっており、税金が7500万円使われるわけです。多分、後ろの子どもたちもわかると思います、この辺は。モデル事業であるということは、全国で幾つかの自治体、県がこの事業に参入されていると思います。国の補助があると仮定して、県内においても電気自動車の導入を今後も当然推進されるのだらうと思います。10台導入されれば7億5000万円の税金、この事業について疑問を少し感じざるを得ません。

そこで、お伺いをいたします。

この事業、1億円の投資、税金7500万円に対する効果は。

二つ目、モデル事業の意味。すなわち、この事業が環境に優しいまちづくりの事業と認めたとき、費用対効果も含め、そのときには継続的にやっているのか。また、その計画は今なされているのか。

3点目、単なるパフォーマンス事業ではないかと思います。ダブル鈴木さんのパフォーマンスにならないようお願いしたい。国、県、市も、単発的な発想で7500万円もの税金を使うことは、市民感情として非常になじみにくいのではないかと思います。

以上3点、将来展望も含め、十分後ろの小学生も理解できるように御答弁をお願いしたいと思います。

○環境生活部長（竹内 望） 電気自動車バスについての御質問をいただきました。

まず、少し国の動向なんですけれども、近年のエネルギー面での制約、あるいは地球温暖化への対応、それから成長戦略の必要性など、自動車産業をめぐる環境の変化を踏まえまして、国におきましては、電気自動車などの次世代自動車の普及拡大を図ろうということで、電気自動車の購入、あるいは充電器の設置に対しまして支援が行われているという状況でございます。

こうした状況の中で、県におきましては、昨年度、平成24年度の新規の事業といたしまして、地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業を創設し、公募により決定をいたしました伊勢市におきまして事業を実施しているという状況でございます。昨年度は、民間事業者の方、団体、組合、大学、それから行政等、幅広い分野のメンバーに参画をしていただきまして協議会を設立して、本年3月に取組内容、あるいは参画者の役割、スケジュール等を定めました行動計画、「おかげさまAction!」と呼んでおるんですけれども、それを策定いたしましたところでございます。

本年度は、この行動計画に基づきまして、協議会のメンバーがそれぞれ主体的に取り組んでいただくということで、例えば、超小型モビリティの導入であるとか、電気自動車を活用した観光プランの作成であるとか、あるいは電気自動車の展示、試乗、それから、非常時における停電時の電源として活用することの検討、あるいは、商業施設などへの充電設備の整備などに取り組んでいこうということでやっておるんですけれども、伊勢市内の路線を走行する今回の電気自動車バスの導入につきましても、この7月に協議会のほうでその取組の一つというふうに位置づけたところでございます。

電気自動車バスの導入による効果なんですけれども、まずは、多くの方に騒音、振動、においのないクリーン乗車を体験していただくことができるということで、電気自動車のよさを実際に体感していただくことができるん

じゃないかなというふうに思っております。

それから、低炭素社会の実現に向けました電気自動車バス、この車体への全面ラッピング広告、あるいはバスの中での乗客の皆さんへの啓発、それから、バスを様々なイベントにおいて活用して試乗していただくとか、多くの人々の注目を集める、いわば走る広告塔として啓発効果が期待できるのではないかなというふうに思っています。

また、行動計画の「おかげさまAction!」の先導的な取組にもなって、今予定しております超小型モビリティの活用であるとか充電設備の整備など、協議会のメンバーの皆さんの主体的な取組を促進していけるんじゃないかなというふうな効果も期待をしておるところでございます。

非常時における停電につきましても、停電した場合に非常用電源として活用も検討していきたいなというふうに思っております。

今回、電気自動車バスが導入されますと、東海地域では初めての導入ということ、それから、大型のバスは全国でも例がないということで、全国的な注目もいただき、啓発効果は大きいんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。

なお、他の市町への拡大につきましては、このモデル事業の成果、あるいは、最近電気自動車につきましては、その取り巻く環境が国あるいは業界の動向も踏まえて大きく動いておりますので、そういった成果、そういった動向も踏まえて検討課題だというふうに考えております。まずは、今回のモデル事業の取組が円滑に進むように支援を行いながら、しっかりと普及啓発に努めて、電気自動車等の導入の推進につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[22番 奥野英介議員登壇]

○22番（奥野英介） わかりやすく言うておるんですけども、非常にわかりにくい。これからバスを増やしていくということは、今の答弁だとないんじゃないかなというふうに思います。だけど、私が言った、モデル事業とい

うのは単発がモデル事業なのか、だから、それはモデル事業じゃなくてパフォーマンス事業と決めつけてやっていったほうがいいんじゃないかなと思います。

多分、外宮、内宮の循環バスではないかなと想像できます。だけど、ほかの県議会議員もずっと思っているんですけど、伊勢における4人の県議会議員が、またそんなことを言うなと言われるといかんで、多分言ってくれないんじゃないかなと思って私は言うんですけども、やはり伊勢の外宮、内宮というのは非常に土日は車が動かない状態で、そこへバスを持っていっても、あんまり意味があるのかなというような気がします。私は、環境に優しいまちづくりをしていくのであるならば、やはり将来的な展望を考えて、外宮、内宮へ路面電車をやっていくとか、確かにお金はかかるんですけど、将来的な展望を考えたら、観光とかいろんな意味で、パフォーマンス、全国初のバスやと言われるけれども、そうしたら、あそこへ何年かかけて路面電車をするために、伊勢市のほうに県や国が支援してやっていくと言われたほうがはるかに宣伝効果というのか、観光効果もできるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

だけれども、一応やるわけですから、やっぱりここの検証というのは、1年なら1年後には検証をして、今後の、どういうふうに進めていくか、どういうふうに進捗していくか、また、やめるのであれば、勇気ある撤退も早くやるとか、いろんな面で将来的なことも少し考えていったほうがいいのではないかなと思います。

まだ5分ありますけど、コメントがあれば、部長、お願いします。

○環境生活部長（竹内 望） 御指摘いただきましたように、今回の伊勢市の、これはモデル事業ということで、いろんな取組をさせていただくんですけども、その成果というか結果については、きちっと検証する中で、今後の低炭素社会に向けた電気自動車の導入であるとか、それから、県民の方、市民の方の行動から、意識の改革を行動につなげていただくようないろんな啓発を目的にしていますので、その辺もしっかり結果を検証する中で、今後の展

開については検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

○22番（奥野英介） わかりやすい説明ではなかったと思うんですけども、意図というのは十分に理解できました。だけど、やはり単発的なことを考えるんじゃなくて、本当にそれぞれの地域が、特に南のほうは産業もありませんから、観光というのが主体になってきますので、そういう部分で伊勢市なり志摩市なり、鳥羽市なりと一緒に、この地域の活性化を考えるような部分を、伊勢市の場合はさっき言ったように路面電車を考えるというか、これからそんなふうな支援体制というのをさせていただければなど。今回は反対はしませんけど、じっくり見させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本 勝） 34番 中嶋年規議員。

〔34番 中嶋年規議員登壇・拍手〕

○34番（中嶋年規） 志摩市選出の、自民みらい、中嶋年規でございます。

今日、議場のほうには、私の母校であります鵜方小学校の4年生の皆さんが2回に分けて来ていただいているということでございまして、張り切って頑張っていきたいなと思うんですけども、この議案の質疑というのは、県民から選んでいただいた知事が、これから県はどんな仕事をしていくんだということについて、同じく県民から選ばれた我々議会のほうへ御提案をいただいて、その内容が私たちにとっていいのかどうかということを確認させていただく場でありまして、中身が非常にそういう意味ではマニャックで専門的でわかりづらい内容でございまして、そういう意味では、来ていただいた児童の皆さんには、あのおっちゃん、何をしゃべっておるんやろうなどと、わけがわからんと思いますが、同じ鵜方のおっちゃんが頑張っておったということだけでも覚えておいてもらえればありがたいなというふうに思います。

本当に外宮から内宮へ路面電車を走らせる、内宮から志摩の鵜方までリアを走らせるぐらいの夢のあるような話をしたいところであるんですが、ま

ずは、足元の議案についての質疑をさせていただきます。

二つございまして、1件目が、議案第128号平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）のうちの2300万円を計上しています在宅医療推進事業でございまして、一番最初のトップバッターの田中議員のほうからも御質問をされましたので、全体のフレームとか今回の補正予算の考え方というのは理解をさせていただいたところでございます。

その中で、在宅医療を進める中で非常に重要な役割を担う訪問看護ステーション、局長のほうからも、訪問看護ステーションの整備というふうなことも視野に入れているようなお話がありましたが、それについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

第5次の三重県保健医療計画においても、こう書かれております。「今後、在宅医療提供体制の整備を進めるにあたり、訪問看護ステーションの看護職員の確保も必要」。また、訪問看護ステーションにおいては、「医療職としての確かな看護判断や技術が求められ、質の高いさまざまな看護を提供できる人材の確保が必要」との課題を明記していただいております。そこで、看護協会や県、関係機関が連携をして、「看護職員に対して、『訪問看護』という働き方に関する広報活動を進めるとともに、訪問看護師の育成に向けて研修を実施し、資質の向上を図ります。」とし、平成29年度までに24時間体制の訪問看護ステーション従事者のうち、看護師、准看護師数を192人から249人へ約3割増やす数値目標も設定していただいております。

こういう計画の中に書かれておるわけですが、今回のこの補正予算において、こうした訪問看護ステーションに光を当てた事業展開というのはどうなっているのかをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 今回、在宅医療につきましては、介護と連携した在宅医療の体制整備に取り組むということを計画の中でうたっております。

こういう中で、御指摘いただきました訪問看護ステーションですけれども、まさに在宅医療を支えるステーションですが、全国平均と比較しますと、や

や少ない水準、従事者数も全国平均を下回っておるという状況です。そして、特に緊急時にも対応できるようにという、24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従事者数が全国平均を大きく下回っておるという状況でして、24時間対応の事業者、従事者の確保、育成を図る必要があるというふうに考えております。

今回の計画の中では、訪問看護ステーションの運営基盤を強化するため、訪問看護ステーションの管理者に対して、人材の確保の方策とか、施設運営、人事管理に関する能力の向上を目指した研修を実施するとともに、複数の訪問看護ステーションが連携して患者を支援できる体制を構築するために、訪問看護ステーションの管理者同士の検討の場というようなものも設置します。また、訪問看護師の資質の向上を図るために、訪問看護師への研修も実施していくという考え方です。

これらの事業につきましては、今後、関係機関と調整をしまして補正予算に計上していくということとしておりまして、いずれにしましても、訪問看護ステーションの機能強化、連携推進を含めて、介護と連携した在宅医療体制の整備に県としてもしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

[34番 中嶋年規議員登壇]

○34番（中嶋年規） そうしますと、確認ですが、今回の2300万円の補正予算の中には、今おっしゃっていただいたような様々な研修であるとか、啓発的なこととか、それはまだ入っていないということでもよろしいのでしょうか、確認です。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 今回の2300万円につきましては、さきに申し上げました、市町への支援の部分を今回の補正予算に計上しておりまして、この訪問看護ステーション、支援の事業につきましては、今後調整ということで、熟度が整い次第、補正予算に計上していくという考え方でございます。

以上です。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） 訪問看護だけでなく在宅医療そのものが、市町が主になり、また地元の医師会が主になりというところで、どうも県の姿というのが見えづらいんじゃないかなというのを前々からちょっと感じておりまして、県がどうかかわっていくのか、県としてこの在宅医療をどう進めていくのか、訪問看護ステーションにとどまらず、在宅医療そのものに対してどう進めていこうというふうにお考えになられるのか。特に、今日の新聞でも出ていたと思いますが、在宅介護のほうですけれども、それをもう少し対象者を絞っていこうという、これは一つ財政論からいくと、その方向もあるのかもしれないですが、利用者の立場に立った議論というのがなかなかなされていない。

そういう中で、在宅医療について、今回、そういう利用者の立場、いわゆる患者の立場から、県としてどう進めていこうかという考え方、基本的な考え方で結構ですので、今日まだ一度も答弁のない知事にぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○知事（鈴木英敬） 在宅医療についての県の役割の基本的な考え方でありませんが、都道府県が二次医療圏で医療を提供していくというのが基本でありながらも、在宅医療については、日常生活圏の市町村を主体にというのが国全体を含めての考え方ですので、市町に中心になってやっていただく、それを県は積極的に支援していこうということで、今日ずっといろんな答弁があったと思うんですが、県の役割として私どもが認識しているのは大きく言うと三つあって、一つは体制づくり、一つは人づくり、一つは意識づくり。

こういう三つのカテゴリーに分けていまして、体制づくりは、先ほどの訪問看護ステーションの運営基盤の強化とか、あとは市町ごとの体制づくりの助成とかなんですけれども、人づくりというところでは、地域の在宅医療の核となるリーダーの研修、こういうのもやります。あとは、県内の先進的な取組、県外の、今回台風で流れちゃいましたけれども、千葉県の柏モデルというのが非常に有名なんですけれども、その柏モデル、こういうのをみ

んなに知っていただくというようなことで、人づくりをしていこうというところ、あとは、意識づくりということでは、医師の皆さんにやっぱり在宅医療の必要性を理解していただくのと、まさに先ほど議員御指摘のように、県民の皆さんにもこういう在宅医療の重要性、こういうのを利用していただく必要性とかの普及啓発、こういうことをやっていきたいと思っていますので、体制づくり、人づくり、意識づくりということで考えております。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。詳しくは、また12月議会で私は一般質問の機会をいただけるかもしれませんが、そのときにより深く突っ込んでいきたいと思いますが、ぜひとも、財政論だけにとどまらず、利用者の立場、患者の立場からの在宅医療を県としてどう進めていくのか、様々な主体とどううまくコラボレーション、協働していくのかというところをしっかりと進めていただきたいと思います。

今回の質問の訪問看護ステーションですが、大台町以南のステーションは非常に経営が苦しいございますし、鳥羽市には訪問看護ステーションがございませんので、しっかりとした取組をぜひお願いしたいというふうに思います。今後、また補正予算等での対応も期待しておりますので、お願いしたいと思います。

それでは、二つ目の質疑ですが、議案第132号三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案という長い議案についてお聞かせいただきたいと思います。

今回のこの条例改正の趣旨ですけれども、18歳未満の障がいを持つ子どもが日常生活における基本的な動作の指導とか自立に向けた訓練を受けたり、集団生活への適応訓練をしたり、創作的な活動をするといった児童発達支援や放課後等デイサービスを自宅からの通いで受けることのできる場所を増やそうというものというふうに理解しております。具体的には、これまでこうした通所サービスを受けることができるのは、大きく3類型ありまして、児童福祉法に基づく未就学児を対象にした指定児童発達支援事業所、就学児に

については指定放課後等デイサービス事業所、これが一つですね。もう一つが、障害者総合支援法に基づく生活介護事業所で市町が指定するところ。あと、三つ目が、介護保険法に基づく通所介護事業所、いわゆるデイサービスセンターで市町が指定するところということでございますが、今回の条例案は、構造改革特区の全国展開の一環で、介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業所で市町が指定するところを加えるものというふうな内容でございます。

注意欠陥とか多動性障がいなど発達障がいの子どもが増える中、こうしたデイサービスのニーズが非常に高いというふうに思われるんですが、この施設の指定要件というのは、従来の3施設と大体ほぼ同じような内容だというふうなことを議案聴取会で確認させていただきました。

そこで、お伺いしますが、市町が指定する小規模多機能型居宅介護事業所というのは、いわゆる地域密着型サービスということで、規模なんかも比較的小さいということが想定されるわけですが、こうした施設を今回新たに障がい児デイサービス提供の施設として指定するに当たって、従来の施設と同じ要件というと、ハードルが高くないかなという心配をしておるんですが、それは市町の実態と合っているんでしょうかということの確認が1点でございます。

もう1点は、じゃ、今回の改正でどれぐらいの施設が今対象になっていて、具体的にどれぐらい小規模多機能型のところが手を挙げていただける見込みなのか、わかっていれば答弁をお願いしたいと思います。

○健康福祉部長（北岡寛之） まず、今回の条例の改正によりまして、対象となる指定小規模多機能型居宅介護事業所の数でございますけれども、これは、介護が必要となった高齢者を対象に、デイサービス、訪問介護、ショートステイなど三つのサービスを組み合わせて提供する事業所でございますが、県内に54カ所ございます。

それで、事業所を指定する際の要件でございますけれども、今回の制度改正は、既にある地域資源の有効活用を図ることによって、障がい児が利用す

るサービス提供事業所を拡大しようとするものですので、この趣旨を考えまして、できるだけ事業所の負担とならないように、例えば人員を増やすとか施設整備を求めるとか、そういったことは要件とせず、障がい児に適切なサービスを提供するために必要となる障がい児入所施設等からの技術的なアドバイスを受けることなどを要件として考えております。

それで、事業所の指定に向けた取組でございます。そういったことを要件にしておりますので、今後、市町がいろいろ、事業所の指定につきましては、地域において障がい児が児童発達支援や放課後等デイサービスを利用することが困難な場合に、市町が必要性を判断して行うということになりまして、現在のところ、この54カ所のうち幾つが指定されるかということについては、まだ今後の対応ということになります。

〔34番 中嶋年規議員登壇〕

○34番（中嶋年規） ありがとうございます。ニーズの高い事業になろうかと思っておりますので、できるだけ多くのところが指定をされますように御努力いただきますことを御期待申し上げます。

以上で私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（山本 勝） 以上で、議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（山本 勝） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしますと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携常任委員会

議案番号	件 名
1 3 7	財産の取得について

環境生活農林水産常任委員会

議案番号	件 名
1 3 0	地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案

健康福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
1 3 2	三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
1 3 9	損害賠償の額の決定について

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
1 3 3	三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
1 3 4	工事請負契約について（一般国道477号四日市湯の山道路道路改良（吉沢高架橋（仮称）上部工）工事）
1 3 5	工事請負契約について（一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事）
1 3 6	工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第1工区）管渠工事）
1 3 8	県道の路線廃止について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
128	平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）
129	平成25年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
131	三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
140	平成24年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	平成24年度三重県水道事業決算
2	平成24年度三重県工業用水道事業決算
3	平成24年度三重県電気事業決算
4	平成24年度三重県病院事業決算

○議長（山本 勝） これをもって、本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明20日から23日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明20日から23日までは休会とすることに決定いたしました。

9月24日は定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時58分散会